

立命館大学学友会学芸総部規約

第 1 章 総則

第 1 条（名称及び所在）

本会は立命館大学学友会学芸総部と称し、中央事業団体に所属する。本部は立命館大学内に置く。

第 2 条（団体）

本会は本会に所属する公認団体・同好会・任意団体を以って組織する。

第 3 条（目的）

本会は、立命館大学の学生の文化・芸術団体を代表し、自主的に自由で創造的な文化芸術活動を積極的に行う。その活動は学内にとどまることなく、文化の継承、創出、発展、啓蒙という社会的役割を担う。

第 4 条（活動）

本会は前条の目的を達成する為に種々の創意ある活動を行う。

第 5 条（会員の権利・義務）

学芸総部構成員は次の権利を有し、義務を負う。

1. 本会の各種役員の選挙権と被選挙権
2. 本会の主催するあらゆる運動に参加する権利
3. 当規約及び年間方針に基づき、本会の発展向上を図る義務
4. 当規約及び会員の所属する学芸団体規約を守り遂行する義務

第 6 条（組織）

本会は第 3 条の目的達成の為、次の機関を置く。また、必要に応じてその他の機関を置くことができる。その場合、総会の承認を必要とする。

1. 総会
2. 部長会議
3. 本部

第 2 章 総会

第 7 条（総会の構成と招集）

総会は本会の最高議決機関とし、所属公認団体員、全員により組織され総会の決議は他のあらゆる決議に優先する。

その招集は本会の本部が行い毎年 1 回を原則とする。ただし、本部で必要と認めた場

合又は公認団体の 3 分の 2 以上から要請があった場合は臨時に開催する。

第 8 条（公示）

総会は開催 14 日以前に日時と議事・内容を、7 日以前に場所を公示する。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

第 9 条（出席）

総会は所属公認団体員、全員で構成し出席の義務を負う。また、出席できない場合は委任状の提出を必要とする。委任状は出席扱いとし、その議決は総会の決議に従う。

第 10 条（定足数・議決）

1. 総会は所属公認団体員 100 名以上かつ公認団体総数の 3 分の 2 以上の出席によって成立する。
2. 出席者数の過半数を以って本会の議決とする。ただし、本部執行委員は議決権を有さない。また、可否同数の場合は議長の決するところに依る。
3. 部長会議及び本部が重要であると認めた議事については、出席者数の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

第 11 条（議長）

総会は議長 1 名・副議長 1 名を置く。ただし、議長は本部執行委員より選ぶことを原則とする。

第 12 条（審議事項）

総会は次に掲げる事項を審議する。

1. 本年度活動総括の承認
2. 前年度会計報告・承認
3. 来年度本部執行委員の承認
4. 本会規約改正、その他重要事項の決定

第 3 章 部長会議

第 13 条（部長会議とその構成）

部長会議は総会に次ぐ議決機関であり、所属公認団体の部長（代表者）及び本部執行委員を以って組織する。

第 14 条（部長会議の招集）

部長会議は原則月 1 回、委員長がこれを招集する。ただし、議題がない場合は招集しない。また、所属公認団体総数の 3 分の 1 以上の要求がある場合又は委員長が必要と認めた場合は、随時これを招集する。

第 15 条（告示）

告示は、開催の 5 日以前に日時と場所、議事・内容を掲示する。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

第 16 条（出席）

1. 所属公認団体の部長（代表者）は部長会議に出席し、その審議に参加しなければならない。
2. 部長会議に部長（代表者）が出席できない場合は、役員届に記載のある者が代理出席できる。
3. 部長会議に出席できない場合は、委任状を提出する。委任状は出席扱いとし、その議決は議長に委ねる。

第 17 条（定足数・議決）

1. 部長会議の成立は所属公認団体総数の 4 分の 3 以上の出席を要する。
2. 部長会議は、出席団体の過半数を以って本会議の議決とする。ただし、本部執行委員は議決権を有さず、可否同数の場合には議長の決するところに依る。
3. 同好会の公認団体への昇格及び公認団体の同好会への降格その他本部が重要であると認める議事については、公認団体の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

第 18 条（議長）

部長会議は議長を 1 名置く。ただし、議長は本部執行委員より選ぶことを原則とする。

第 19 条（審議事項）

部長会議は以下に掲げる事項を審議する。

1. 年間活動方針・本部執行委員の承認
2. 部長会議運営に関する基本的方針及び総括
3. 任意団体・同好会・公認団体の昇降格の承認
4. 本部より提出された事項

第 4 章 本部及び本部執行委員

第 20 条（本部）

本部は、総会及び部長会議の議決に基づき、本会の会務を執行する。ただし、部長会議にその基本方針及び総括を提出しなければならない。

第 21 条（構成）

1. 本部は役員及び一般委員をもって構成する。

2. ①委員長 1 名
 ②副委員長 若干名
 ③渉内部長 1 名
 ④渉内次長 若干名
 ⑤会計部長 1 名
 ⑥会計次長 若干名

以上の、6 役職に就くものを役員とする。

3. 渉内部長及び渉内次長並びに会計部長及び会計次長の下に、複数名の一般委員を置くことを原則とし、それぞれを渉内部及び会計部とする。また、委員長は必要に応じ、新たな部署を設置することができる。
4. 本部を構成している役員及び一般委員を本部執行委員と総称する。

第 22 条（選出）

全ての本部執行委員は、総会または部長会議にて選出される。

第 23 条（任期）

任期は原則 2 年度とする。ただし、再選を妨げない。

第 24 条（改選）

本部執行委員の改選は、本部がこれを管理する。

第 25 条（委員長・副委員長）

委員長は本会を代表し、本部に関する一切の権限を有する。副委員長は委員長を補佐し、委員
長に事故ある場合、これを代行する。

第 26 条 削除

第 27 条（渉内）

渉内部は本会の日常活動を把握し、学館運営に関する一般事務を担当処理する。

第 28 条 削除

第 29 条 削除

第 30 条 (会計)

会計部は会計に関する諸般の事務を担当処理する。又、備品管理も行う。

第 31 条 削除

第 32 条 (兼任)

本部執行委員は各団体の役員（代表、副代表、会計）を兼任することはできない。

第 33 条 (不信任)

本部執行委員は部長会議において 3 分の 2 以上の賛成により不信任が可決された場合、当該本部執行委員は辞職しなければならない。

第 5 章 団体

第 34 条 (規約)

各公認団体はその規約を本部に提出しなければならない。構成団体の規約は本会規約の精神に背反することはできない。

第 35 条 (構成団体の尊重)

構成団体の運営はその規約に定めるところに依り、自主的に行う。

第 36 条 (諮問)

本部が必要と認めた場合、各公認団体は諮問に必ず応じなければならない。

第 37 条 (活動報告)

各公認団体の部長は、毎年度始め及び年度末に活動方針及び活動報告書を、本部に提出しなければならない。

第 38 条 (役員・部員名簿の提出)

各公認団体は毎年、役員名簿及び部員名簿を提出しなければならない。ただし、記載事項は本部の請求事項に依る。

第 6 章 昇降格

第 39 条 削除

第 40 条 削除

第 41 条（諮問）

学芸総部所属団体は、本部の諮問に一切応じなければならない。

第 42 条 削除

第 43 条（任意団体への昇格）

1. 登録団体として 1 年以上活動したあと、本会の目的に賛同し、新たに任意団体として本会に所属する場合、次の書類を本部に提出しなければならない。
 - a. 活動経歴及び活動状況報告書
 - b. 本会所属主旨
 - c. 規約
 - d. 役員名簿及び部員名簿
2. その決定は本部で行い、部長会議にて報告する。

第 44 条（同好会への昇格）

1. 任意団体は 2 年以上活動した後、同好会として本会に所属する昇格申請ができる。その場合、申請前に任意団体として活動する 2 年間は毎年次の書類を本部に提出しなければならない。
 - a. 活動経歴及び活動状況報告書
 - b. 当該部門論
 - c. 活動報告
 - d. 規約
 - e. 本会所属主旨(申請時に一度提出)
 - f. 役員名簿及び部員名簿
2. 任意団体は、申請前 2 年間に行われる未公認団体会議(原則として前期 1 回、後期 1 回開催)へ全て出席しなければならない。
3. 昇格決定は本部での審議を経て部長会議にて行う。

第 45 条（公認団体への昇格）

1. 同好会は 2 年以上活動した後、公認団体として本会に所属する昇格申請ができる。その場合、申請前に同好会として活動する 2 年間は毎年次の書類を本部に提出しなければならない。
 - a. 活動経歴及び活動状況報告書
 - b. 当該部門論
 - c. 会計報告

- d. 規約
 - e. 本会所属主旨(申請時に一度提出)
 - f. 役員名簿及び部員名簿
2. 同好会は、申請前 2 年間に行われる未公認団体会議(原則として前期 1 回、後期 1 回開催)へ全て出席しなければならない。
 3. 昇格決定は本部での審議を経て部長会議にて行う。

第 46 条 (降格等の措置)

1. 部長会議は、次の場合、本部の議決を経て本会構成団体の登録抹消、降格又はボックスの本部預かり等の措置を取ることができる。
 - (1) 部長及び会計等の執行部が確保運営されていない場合
 - (2) 構成団体の活動内容又は規模が、公認団体、同好会又は任意団体に適しておらず、学内外に十分還元されていない場合
2. 前項の議決は、所属公認団体総数の 4 分の 3 以上の出席および 3 分の 2 以上の賛成を要する。

第 7 章 会計

第 47 条 (会計規約)

本会の会計に関しては、学友会会計規定に従う。

第 48 条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり 3 月末日に終わる。

第 49 条 (予算)

本会の予算は学友会費及び部費等をもってこれにあてる。

第 50 条 (決算)

構成団体は毎年度末に収支一切の決算書を作成しなければならない。

第 51 条 (会計監査)

決算は全て学友会会計監査を受けなければならない。

第 8 章 賞罰

第 52 条 (賞)

特に表彰を必要と認めた場合、部長会議の承認を得てこれを行う。

第 53 条 (罰)

1. 部長会議は、次の場合、処罰を行うことができる。
 - (1) 本会構成団体または会員で当会の名誉を著しく毀損した場合
 - (2) 本会規約に違反する、又は部長会議への 3 回以上の無断欠席等、これに準ずる行為があった場合
2. 前項の議決には、所属公認団体総数の 4 分の 3 以上の出席及び 3 分の 2 以上の賛成を要する。
3. 処罰の方法・程度は部長会議で決定する。

第 9 章 改正

第 54 条 (改正)

本会規約の改正は部長会議において本会構成団体総数の 4 分の 3 以上の賛成を得たのち、総会において過半数の賛成を得て行い、本部がこれを遂行する。

第 10 章 補足

第 55 条 (学生会館)

学生会館の使用は、学館使用規定に従う。

第 56 条 (補足)

その他、明記されていない事項は立命館大学学友会会則および慣習に従う。

第 57 条 (公布)

本会規約は、1973 年 7 月 9 日に公布し、同年 9 月 10 日に施行する。

(1978 年 9 月一部改正)

(1986 年 11 月一部改正)

(1992 年 5 月一部改正)

(1996 年 11 月一部改正)

(2000 年 12 月 14 日一部改正)

(2003 年 12 月 19 日一部改正)

(2004 年 12 月 16 日一部改正即日施行)

(2006 年一部改正)

(2009 年 7 月 19 日一部改正)

(2010 年 2 月 16 日一部改正)

(2023 年 1 月 25 日一部改正)

(2024 年 11 月 12 日一部改正)